

用語の解説

<統計表の各頁に共通する用語>

母集団企業数

母集団企業数は、事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）による。

従業者数

令和4年6月1日現在での従業者数。

なお、統計表の従業者数は、個々の有効回答調査票（個票）の従業者数を拡大推計して得られた拡大推計値を基に集計したもの。

法人企業

法律の規定によって法人格を認められているものが、事業を営んでいる場合をいう。

個人企業

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営である場合も、個人企業に含む。

設立年

創業した年ではなく、商業（法人）登記簿謄本における会社設立の年。

<各調査事項の用語>

1. 会社全体の従業者数

個人事業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいる人。

無給家族従業員

個人事業主の家族で、賃金・給与を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている人。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」とする。

代表取締役社長・取締役社長

対外的に法人企業を代表する権限を持ち、企業内部の業務執行を指揮する人。会社法に定める代表権があっても、社長以外の役職の人は「有給役員（無給役員は除く）」とする。

また、社長の肩書を持つ人が複数いる場合には、1人を「社長」とし、他の人は「有給役員（無給役員は除く）」とする。

その他の有給役員

法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人（無給の役員を除く）。

常用雇用者

正社員・正職員＋正社員・正職員以外
期間を定めずに、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人。

正社員・正職員

正社員・正職員として処遇している雇用者。一般的には、雇用契約期間に定めがなく、定められている1週間の所定労働時間で働いている人（有給・無給の役員を除く）。

正社員・正職員以外

上記の「正社員・正職員」以外の常用雇用者であり、パート・アルバイトなど。

臨時雇用者

1ヶ月未満の期間を定めて雇用している人、又は日々雇用している人。

他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数

「他社からの出向従業者（出向役員を含む）」又は「他社からの派遣従業者」のいずれかに当てはまる人の数の合計。ただし、下請先の従業者は除く。

他社からの出向従業者（出向役員を含む）

在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、自社にきて働いている人。

派遣従業者

労働者派遣法という派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、自社にきて働いている人。

正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）の就業時間換算人数

就業時間換算人数は、「正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）の全員の就業時間

合計（１週間分）」÷「正社員・正職員の所定労働時間（１週間分）」で計算した人数。

２．資産及び負債・純資産（法人企業）

株式譲渡制限を定めている株式会社数

定款に株式の譲渡について会社の承認が必要である旨を定めている株式会社数（いわゆる譲渡制限株式会社の数）。

資産

流動資産＋固定資産＋繰延資産

流動資産

現金・預金＋受取手形・売掛金＋棚卸資産＋その他の流動資産

現金・預金

現金、当座預金、普通預金及び郵便貯金など。
定期預金、定期積金、金銭信託及び郵便貯金（積立貯金）などについては、１年以内に期限の到来するもの。

受取手形・売掛金

通常の営業取引によって生じた手形債権及び未収金。

棚卸資産

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品及び半成工事（未成工事）など。

固定資産

有形固定資産＋無形固定資産＋投資その他の資産

有形固定資産

建物・構築物・建物附属設備＋機械装置＋船舶、車両運搬具、工具・器具・備品＋土地＋建設仮勘定＋その他の有形固定資産＋減価償却累計額

①建物・構築物・建物附属設備

事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物の他、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含む。

②機械装置

工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに附属する設備。

③船舶、車両運搬具、工具・器具・備品

タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、

測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数１年超で相当価額以上のもの）。

④土地

工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除く。

⑤建設仮勘定

建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設又は製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。

⑥減価償却累計額

毎年の減価償却費の合計額。

無形固定資産

のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

投資その他の資産

投資有価証券、その他有価証券、長期貸付金、投資不動産、敷金及び長期未収金など。

繰延資産

創立費、開業費、開発費、株式交付費及び社債等発行費など。

負債及び純資産

負債の部の合計＋純資産の部の合計

負債

流動負債＋固定負債

流動負債

支払手形・買掛金＋短期借入金（金融機関）＋短期借入金（金融機関以外）＋その他の流動負債

支払手形・買掛金

通常の営業取引により発生した手形債務及び営業上の未払金（電気・ガス・水道料、外注加工賃などの未払金）。

短期借入金（金融機関）

銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が１年以内のもの。

短期借入金（金融機関以外）

個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が１年以内のもの。

固定負債

社債＋長期借入金（金融機関）＋長期借入金（金融機関以外）＋その他の固定負債

長期借入金（金融機関）

銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。

長期借入金（金融機関以外）

個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。

社債

普通社債及び新株予約権付社債などの未償還残高。

純資産

資本金＋資本剰余金＋利益剰余金＋自己株式

資本金

資本金、出資金。

資本剰余金

資本準備金（株式払込剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益）、その他の資本剰余金（自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本金及び資本準備金減少差益）。

利益剰余金

利益準備金、その他の利益剰余金（任意積立金、減債積立金、技術研究積立金、事業拡張積立金、退職給付積立金、租税特別措置法の準備金、海外投資等損失準備金、特別償却準備金などの準備金など）。

自己株式

自社で保有している自社株式。

3. 売上高及び営業費用

売上高

法人企業においては、実現主義の原則に従い、商品などの販売又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。

個人企業においては、確定申告書類などの「売上（収入）金額」である。なお、確定申告書類などとの対応については、調査票甲（個人事業者用）を参照。

営業費用

売上原価＋販売費及び一般管理費

売上原価

商品仕入原価・材料費＋労務費＋動産・不動産賃借料＋外注費＋減価償却費＋その他の売

上原価

商品仕入原価・材料費

商品期首棚卸高に当期商品純仕入高を加え、商品期末棚卸高を控除して計算されたもの。

製造工程又は業務の直接部門で使用する素材費（原料費）、買入部品費、燃料費、工場消耗品費、消耗工具器具備品費などの総額。

労務費

製造工程又は業務の直接部門に属する従業者の賃金（基本給の他、割増賃金を含む）、給料、雑給、従業員賞与手当、退職給付費用などの総額。

動産・不動産賃借料（売上原価に含まれるもの）

製造工程又は業務の直接部門で使用する鉋業機械、製造機械、事務用機械、自動車、ショーケース、コンピュータなどの動産の賃借料と土地、建物などの不動産の賃借料の合計。

地代家賃（売上原価に含まれるもの）

製造工程又は業務の直接部門に属する土地、建物などの不動産の賃借料の総額。

外注費

製造工程の一部（外注加工など）又は会社の業務の一部を他の業者に委託した際の費用の総額。

減価償却費（売上原価に含まれるもの）

製造工程又は業務の直接部門で使用する有形固定資産及び無形固定資産の取得原価を使用する期間や耐用年数に応じて配分した費用の総額。

売上総利益

売上高－売上原価の合計

販売費及び一般管理費

人件費＋動産・不動産賃借料＋運賃荷造費＋広告宣伝費＋交際費＋減価償却費（販売費及び一般管理費に含まれるもの）＋租税公課＋その他の経費

人件費

常用、臨時、役員、正社員、正社員以外を問わず、当該事業年度に支払うべき給料、手当、賃金、賞与、退職金などのうち労務費を除いたもの。また、福利厚生費、法定福利費も除く。

個人企業では専従者給与を除く。

動産・不動産賃借料（販売費及び一般管理費に含まれるもの）

販売費及び一般管理費に計上する動産・不動産賃借料。売上原価に含まれる動産・不動産賃借料を除く。

地代家賃（販売費及び一般管理費に含まれるもの）

販売費及び一般管理費に計上する土地、建物などの不動産の賃借料の総額。

運賃荷造費

製造品、商品などの輸送、こん包などに支払った運賃、荷造費の総額。

広告宣伝費

不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図してなされるもので、商品・製品の広告、求人広告、会社広告などの総額。

交際費

得意先、仕入先、その他事業に関係する者に対して、営業上必要な接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために要した費用。

減価償却費（販売費及び一般管理費に含まれるもの）

販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。売上原価に含まれる減価償却費を除く。

租税公課

印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税（付加価値割及び資本割）及び事業所税などの総額。税込経理方式の方法をとっている場合の消費税はここに含む。

営業利益

売上総利益－販売費及び一般管理費の合計

営業外収益

受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。

営業外費用

支払利息・割引料＋その他の費用

支払利息・割引料

銀行その他の金融機関や他の会社からの借入金に対する利息、受取手形を割り引いた場合に支払われる費用で、割引日から手形期日までの期間の利子相当分。

経常利益又は経常損失

売上高から、売上原価、販売費及び一般管理費を差し引いたものに営業外損益を加えたものの。

個人企業では差引金額又は専従者控除前の

所得金額。

税引前当期純利益（税引前当期純損失）

経常利益（経常損失）に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。

税引後当期純利益（税引後当期純損失）

税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税（所得割）を控除したもの。

付加価値額

（売上原価のうち労務費、動産・不動産賃借料、減価償却費）＋（販売費及び一般管理費のうち人件費、動産・不動産賃借料、減価償却費、租税公課）＋（営業外費用のうち支払利息・割引料）＋経常利益＋能力開発費（従業員教育費）

4. 設備投資とリースの状況

有形固定資産

建物・構築物・建物附属設備＋機械装置＋船舶、車両運搬具、工具・器具・備品＋土地＋建設仮勘定＋その他の有形固定資産

①建物・構築物・建物附属設備

事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物の他、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含む。

②機械装置

工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに附属する設備。

③船舶、車両運搬具、工具・器具・備品

タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。

④土地

工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除く。

⑤建設仮勘定

建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設又は製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。

⑥その他の有形固定資産

有形固定資産のうち、建物・構築物・建物附属設備、機械装置、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品、土地、建設仮勘定以外の資産。生物など。

無形固定資産

のれん(営業権)、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

設備投資の目的

当該事業年度に行った設備投資の目的。

①省力化・合理化(直接部門)

現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、売上原価を圧縮するためのもの。

②省力化・合理化(管理部門)

現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、販売費・一般管理費を圧縮するためのもの。

③新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化

現在行っている事業以外の分野の事業を行うために取得した固定資産。

④既存建物・設備機器などの維持・補修・更新

既存の建物・設備機器などの維持・補修・更新のために取得した固定資産。

⑤既存事業部門の売上増大

現在行っている事業部門の能力を拡大するために取得した固定資産。

⑥その他

上記以外の目的で取得した固定資産。

リース契約

概ね1年を超える長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転リースなどは除く。

新規リース契約物件の項目

①製造機械・装置

自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、繊維機械などの産業用機械、旋盤、フライス盤などの加工機械など。

②建設機械

掘削機械、基礎工事機械、整地機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン、仮設用機材など。

③コンピュータ及び関連機器

パソコン、周辺機器など。

④事務機器又は通信機器

複写機、タイプライター、マイクロフィルムシステム、シュレッダー、事務用印刷機器、ファクシミリ、無線通信機器、有線通信機器など。

⑤店舗・商業用設備

POSシステム、ショーケースなど。

⑥調理用設備

厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他什器備品など。

⑦輸送機械

乗用車、トラック、荷役運搬機器車両(コンテナなど)、産業用車両(フォークリフトなど)、船舶、鉄道車両など。

⑧その他

上記以外のもの。

新規リース契約額

最近決算期の1年間に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額。支払リース料(支払額)ではない。

5. 事業承継の状況

事業承継の意向

①親族内承継を考えている

代表取締役社長・取締役社長又は個人事業主の息子・娘(姻族を含む。)、配偶者又は親族(6親等以内の血族又は3親等以内の姻族)への承継意向のこと。

②役員・従業員承継を考えている

(代表取締役社長・取締役社長又は個人事業主の息子・娘・配偶者又は親族ではない)会社の役員又は従業員への承継意向のこと。

③会社への引継ぎを考えている

他の法人への株式等の譲渡による経営権の引継意向のこと。

④個人への引継ぎを考えている

(代表取締役社長・取締役社長又は個人事業主の息子・娘・配偶者・親族ではなく、会社の役員・従業員でもない)個人への引継意向のこと。

⑤上記以外の方法による事業承継を考えている

上記の親族内承継を考えている、役員・従業員承継を考えている、他の会社への引継ぎを考えている、及び個人への引継ぎを考えている以外の事業承継のこと。

⑥現在の事業を継続するつもりはない

事業の継続の意向はなく、現在の代表取締役社長・取締役社長又は個人事業主の代で廃業意向のこと。

⑦今はまだ事業承継について考えていない

現時点では事業承継についての明確な意向がないこと。

6. 海外展開と輸出の状況

子会社

自社が50%超の議決権を所有する会社をいう。自社の子会社又は自社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含む。ただし、50%以下であっても自社が経営を実質的に支配している会社も含む。

関連会社

自社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいう。

事業所

自社の支社・営業所・工場など。

モノの直接輸出

損益計算書の売上高に計上したモノの取引額のうち、自社名義で通関手続きを行ったもの。

モノ以外のサービスの輸出

運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフトウェア、文化、興行等の各種サービス、特許使用料等のうち、損益計算書に計上した国際取引。

7. 売上高の内訳

建設事業の収入

建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。

製造品売上高

自己の製造した製品を販売した場合の販売高。他から製造委託を受けたものを含む。

加工賃収入

発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。

情報通信事業の収入

通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。

運輸、郵便事業の収入

道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びこん包業、郵便業（信書便事業を含む）などの収入。

卸売の商品売上高

他の者から購入した（仕入れた）商品を、その性質や形状を変えないで他の事業者に対して販売した場合の販売高。営業活動に伴う販売手数料などを含む。

小売の商品売上高

仕入商品又は製造した商品を主として一般消費者（個人又は家庭用消費者）に販売した場合の販売高。営業活動に伴う販売手数料などを含む。

なお、菓子、パン、建具、畳などを製造し、一般消費者に直接販売する場合は、「製造品売上高」ではなく、「小売の商品売上高」に含む。

不動産、物品賃貸事業の収入

不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。

学術研究、専門・技術サービス事業の収入

学術・研究開発機関、専門・技術サービス業（法律事務所、特許事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など）、広告業の収入。

宿泊事業の収入

旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。

飲食サービス事業の収入

一般飲食店（食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など）、持ち帰りサービス業（すし、弁当など）、宅配飲食サービス業（宅配ピザ、給食センター、病院給食など）の収入。

生活関連サービス、娯楽事業の収入

洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、冠婚

葬祭業、写真現像・焼付業など）、娯楽業（映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など）の収入。

サービス事業（他に分類されない）の収入

廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他の事業サービス業（建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など）の収入。

その他の事業の収入

上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

8. 研究開発の状況

研究開発

研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査のこと。開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画もしくは設計又は既存の製品などを著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化すること。

なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象とする。ただし、製造現場で行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動、又は、探査・掘削などの鉱物資源の開発に特有の活動は、研究開発に含まない。

能力開発

正社員・正職員、契約社員、パートタイム従業員、アルバイトなど、対価を受け取り事業に従事するものの能力を向上させる取り組みのこと。

中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）

中小企業者等が各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人額から控除することが認められる制度。

特許権

発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。

実用新案権

物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。

意匠権

物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。

商標権

自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークで、商標法に従って登録したもの。

9. 受託・委託の状況（建設工事を除く）

製造の受託／委託

（生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、又は他社の自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること。／自社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、又は自社の自己使用する物品・金型などの製造を他社に依頼すること。

修理の受託／委託

（人手不足などの理由により）他社が主業として請け負っている物品の修理、他社の自己使用する物品の修理を依頼されること。／自社が主業として請け負っている物品の修理、自社の自己使用する物品の修理を他社に依頼すること。

プログラム作成の受託／委託

（業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うプログラム作成を依頼されること。／自社が同業務を他社に依頼すること。

プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託／委託

（コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること。／自社が同業務を他社に依頼すること。

役務提供の受託／委託

（機材の不足、コストの低減が見込まれる、

などの理由により) 他社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を依頼されること。／自社が役務提供を他社に依頼すること。

上記以外の役務提供の受託／委託

(人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により) 他社が主業として行うメンテナンス(ビル、自動車、機械等)・顧客サポート(アフターサービス、コールセンター等)などの役務提供を依頼されること。／自社が役務提供を他社に依頼すること。

国内からの受託

企業の国籍を問わず、自社が、他社の日本国内の営業拠点や生産拠点などから受託した場合をいう。

国内への委託

企業の国籍を問わず、自社が、他社の日本国内の営業拠点や生産拠点などへ委託した場合をいう。

うち、国内の親事業者からの受託(下請)

国内からの受託のうち、親事業者からの下請によるもの。下請代金支払遅延等防止法において対象とする取引の内容により、親事業者の資本金区分が異なる。

製造、修理、プログラム作成の受託(運送、物品の倉庫保管、情報処理を含む)の取引では、委託を行う側(委託側)が資本金3億円超で、委託を受けた側(受託側)が個人を含む資本金3億円以下、又は委託を行う側(委託側)が資本金1千万円超3億円以下で、委託を受けた側(受託側)が個人を含む資本金1千万円以下である場合、委託側を親事業者とする。

プログラム作成以外の情報成果物作成の受託(運送、物品の倉庫保管、情報処理を除く)の取引では、委託を行う側(委託側)が資本金5千万円超で、委託を受けた側(受託側)が個人を含む資本金5千万円以下、又は委託を行う側(委託側)が資本金1千万円超5千万円以下で、委託を受けた側(受託側)が個人を含む資本金1千万円以下である場合、委託側を親事業者とする。

したがって、必ずしも資本関係のある親会社

ではない。

海外からの受託

企業の国籍を問わず、自社が、他社の海外にある営業拠点や生産拠点から受託した場合をいう。したがって、海外の日系企業から受託した場合は、海外からの受託に含む。

海外への委託

企業の国籍を問わず、自社が、他社の海外にある営業拠点や生産拠点へ委託した場合をいう。したがって、海外の日系企業へ委託した場合も、海外への委託に含む。

10. 取引金融機関の状況

メインバンク

借入残高シェアの大小などに関わらず中小企業者等がメインバンクと認識している金融機関。

メインバンクからの借入条件

①経営者の本人保証を提供している

金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、自社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいう。

②物的担保を提供している

不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、自社借入金を被担保債権として、メガバンクが(根)抵当権設定、質権設定などを行っていることをいう。

③第三者保証(公的保証を除く)を提供している

金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、自社の代表者と代表者以外の役員を除いた第三者(代表者の親族など)が保証人となっている場合をいう。

④公的信用保証を提供している

都道府県及び自治体の信用保証協会との間で保証委託契約を取り交わしている場合をいう。

メインバンクへの借入申込みの最も多かった対応

①申込額どおり借りられた

申込みどおりの金額の融資を受けることが

できた。

②申込額を減額された

申込みの金額より低い金額だったが融資を受けた。申込額を減額されたため、融資を受けなかった場合を含む。

③増額セールスを受けた

申し込んだ金額以上の貸付金額を提示され、増額した金額で融資を受けた。増額セールスを受けたが、当初申込みどおりの金額の融資を受けた場合も含む。

④申込みを拒否された

借入申込みを拒絶され、融資を受けることができなかった。

⑤借入を申し込んでも断られると考え、申込みを行っていない

申込みを断られると考え、申込み自体を行わなかった。

⑥借入の必要がなかったため、申込みを行っていない

借入の必要がなかったため、申込み自体を行わなかった。

1 1. 中小企業税制の利用状況

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下(資本もしくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下)の中小企業者(大規模法人の子会社などは除く)等が、令和4年3月31日までの期間内に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合に、300万円に達するまでの取得価額の合計額を損金算入できる制度。

中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下(資本もしくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下)の中小企業者(大規模法人の子会社などは除く)等を対象に、令和5年3月31日までの期間内に新品の機械及び装置などを取得し、又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の

用に供した日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除を認めるもの。

なお、償却限度額は、取得価額の30%相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額、税額控除限度額は、取得価額の7%相当額。(資本金が3千万円超1億円以下の中小企業者は、特別償却のみの適用。)

中小企業経営強化税制(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下(資本もしくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下)の中小企業者(大規模法人の子会社などは除く。)等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に、特定の経営力向上設備等を取得し、又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した事業年度において、特別償却又は税額控除を認めるもの。

なお、特別償却限度額は、取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、普通償却限度額と併せその取得価額的全額を償却(即時償却)可能。税額控除限度額は、取得金額の10%相当額(資本金が3千万円超1億円以下の中小企業者は、7%)。

1 2. 中小企業の会計の状況(法人企業)

中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)

中小企業関係団体、会計専門家等が主体となり、金融庁、中小企業庁が事務局となって、中小企業の実態を踏まえて作成した新たな会計ルールであり、平成24年に公表されたもの。

税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、簡潔な会計処理等が示され利用しやすい会計ルールとなっており、自社の決算書の信頼性を向上させ、財務状況を適切に把握し、的確な投資判断や経営改善、資金調達等への活用を目的とする。

URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/>

中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）

平成17年に日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、企業会計基準委員会、日本商工会議所の4団体が策定した会計ルールであり、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理の指針のこと。（令和3年8月改正）。

企業会計基準（上場企業が適用している会計ルール）

企業会計基準委員会（ASBJ）が制定する、財務会計の基準。個別の論点ごとに作成・公表され、企業会計原則に優先して適用される会計基準のこと。

税法に規定する計算方式

納税申告書等を作成する際に用いられる計算方式のこと。租税の賦課・徴収などに関する法規である税法を基に計算方式が定められている。